

保護司活動の支援の充実を求める意見書

法務省の犯罪白書によると、令和4年1月時点における全国の保護司の人員は、定数の5万2,500人を下回る4万6,705人となっており、近年減少傾向が続いている。本区においても、長年定数を満たしていない状況である。

保護司は、地域のボランティアとして、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で助けるとともに、犯罪予防のための啓発活動を行っている。しかし、保護観察対象者の抱える問題は、薬物やアルコール依存、精神疾患、家庭環境の悪化など複雑・多様化しており、保護司の処遇活動は困難化している。

こうした中、地域における更生保護行政の中心的な役割を担う保護司の活動を推進し、保護観察対象者の再犯防止に努めていくためには、保護司の安定的な確保に向けた更なる支援の充実が急務である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について特段の措置を講じるよう、強く要望する。

記

- 1 保護司が保護観察対象者等への処遇や地域活動に専念できるよう、保護司会を支援する保護観察所の事務補佐員の拡充を図ること。
 - 2 保護司の認知度向上を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年3月15日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛て